

東京都カーリング協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本会はその名称を東京都カーリング協会（以下「本協会」という。）といい、英文名は The Tokyo Curling Association（略称T. C. A.）とする。

(事務局)

第2条

本会は事務局を事務局長自宅住所地におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

本会は、東京都におけるカーリング競技者を統括し代表する団体として、カーリングの普及・振興を図り、カーラーの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 公益社団法人日本カーリング協会（以下「日本協会」という。）に対し、東京都を代表する行為
2. 本会の正会員が行う事業に関する指導及び連絡・調整等
3. 競技会の主催、共催及び主管並びに後援及び協力
4. カーリング技術の向上のための事業等並びに指導者の育成
5. 海外との交流推進
6. カーリングに関する調査・研究並びに情報・資料の収集及び提供。
7. その他本会の目的達成のために必要な事業。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条

本会の会員は次の通りとする。

- ・ 正会員
- ・ 賛助会員
- ・ 名誉会員

2. 正会員は原則として複数のチームを有し協会活動を含む諸活動が出来る団体とし、その所在地は東京都内に置くものとする。なお、東京都外に所在する団体は、その地域を管轄するカーリング協会が存在しない場合に限り、入会を申請することが出来る。
3. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し本会の活動を支援する個人または法人で、書面若しくは電磁的手段による入会申込みをした者であって、理事会において承認された者とする。
4. 名誉会員は、本会に功労のあった者又は学識経験等を有する者の中から、理事会において承認された者とする。
5. 賛助会員及び名誉会員は、総会において議決権を有さない。但し、理事会及び総会の諮問に応じて意見を述べる事が出来る。

(加入)

第6条

本会への正会員としての加入許可は書面若しくは電磁的手段による申請により理事会において審査したうえで、かつ、総会において承認を得ることとする。

(資格・権利の喪失)

第7条

本会の会員は、次の事由による場合は、その資格を喪失する。

- ・本会を退会ないしは本会を除名されたとき
 - ・会員団体が解散したとき
2. 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した加盟費等の返還の請求及びその他本会に対して何等の請求をすることができない。

(休会・退会)

第8条

本会を休会ないしは退会する場合は、その理由を付した書面若しくは電磁的手段による届けを提出しなければならない。

(除名)

第9条

本会の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは理事会において現任理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、総会において3分の2以上の承認を得た場合には、これを除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき
- (3) 加盟費等負担金の納入を怠ったとき

(加盟費・登録料等の負担金)

第10条

本会の会員及び役員は別に定める加盟費、登録料、役員負担金等の負担金を納めなければならない。但し、既納の負担金は如何なる理由があってもこれを返還しない。

(競技者等の登録)

第11条

本会の正会員は、毎年本会を通じて所属する競技者を日本協会に登録することが出来る。

第4章 役員

(役員)

第12条

本会には次の役員をおく。

- ・ 理事 9名以上20名以内（会長1名、副会長若干名、専務理事、事務局長各1名を含む）
- ・ 監事 2名以内

2. 理事は、その過半数が正会員に所属するものでなければならない。

(役員を選任)

第13条

理事及び監事は総会の決議をもって選任される。

2. 会長及び副会長は理事の中から理事会により選出する。

3. 専務理事及び事務局長は、理事の中から会長が指名した者について、理事会の承認を得て、選出するものとする。

4. 理事は監事を兼任することはできない。

(役員職務)

第14条

会長は本会を代表し、会務を統括し、総会及び理事会を招集する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 専務理事は、会長、副会長を補佐し会務を処理する。

4. 事務局長は、本会の事務全般を統括する。

5. 理事は理事会を組織し重要事項を審議決定するとともに本会の会務を執行する。

6. 監事は本会の会務を監査し、その職務を果たすために理事会に出席する権限を有する。

(役員任期)

第15条

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補選又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期を継承する。

3. 役員はその任期満了後も、後任者の就任まではその職務を遂行することができる。

(名誉会長及び顧問)

第16条

本会に名誉会長1名、顧問若干名をおくことができる。

2. 名誉会長、顧問は理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問は会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

第5章 機関

(種別)

第17条

本会には、総会及び理事会を置くものとする。

(総会)

第18条

総会は、正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認め、理事会が承認したときに招集する。
4. 会長は、正会員総数の2分の1以上から書面をもって臨時総会の開催の請求があった場合、または、監事から会議の目的である事項を示した書面をもって臨時総会開催の請求があった場合には、その請求の日から30日以内に総会を招集しなければならない。
5. 総会では次の事項を議決する。
 - ・ 事業計画および収支予算
 - ・ 事業報告および収支決算
 - ・ 本条以外の条項において総会の議決を要する旨の規定がある事項
 - ・ その他の重要事項
6. 会長が緊急を要すると認めたときは、理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。但し、この場合の議決事項はその後開催される総会において了承を得なければならない。

(総会の招集)

第19条

総会の招集は、会議の目的である事項、日時および場所を明記した書面若しくは電磁的手段により、開催日の14日前までに会員に通知しなければならない。

2. 総会の議長は会長が務め、会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

(総会の議決権ならびに定足数)

第20条

総会は正会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、当該議事につき書面をもって予め意志を表示した者、または他の正会員に書面若しくは電磁的手段をもって議決権を委任した者に

については出席したものとみなす。

2. 総会の議決は、この規約に別段の定めがある場合を除き、正会員の有する議決権の過半数をもって行う。
3. 総会における議決権は正会員各々1個とし、各正会員を代表する者については予め本会へその氏名を届け出なければならない。

(理事会)

第21条

理事会は次の事項を審議・決定する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合の緊急事項
- (5) 委員の選任及び他団体への派遣
- (6) その他の重要事項

(理事会の招集等)

第22条

理事会は会長が必要と認めたときに招集する。

2. 会長は現任理事数の3分の1以上から会義の目的である事項が示された書面若しくは電磁的記録による理事会開催の要請があった時には、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は会長が務め、会長に事故ある時は副会長がこれを代行する。副会長に事故あるときは、専務理事がこれを代行する。
4. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところとする。

(理事会の定足数等)

第23条

理事会は現任理事数の過半数の出席をもって成立する。但し、当該議事につき、書面若しくは電磁的手段をもって予め意志を表明した理事、もしくは他の理事に書面若しくは電磁的手段をもって議決権を委任した理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条

総会の議事については、予め議長が指名した記録者2名が少なくとも次の事項を記載した議事録を作成し、事務局に保存する。なお、会員から申請があった場合には、当該議事録を開示する。

- ・ 総会の目的である事項、日時および場所
- ・ 総会に出席した正会員の数及び理事
- ・ 議事の経過の概要及びその結果

2. 理事会の議事については、予め議長が指名した記録者が少なくとも次の事項を記載した議事録を書面もしくは電子的手段により作成し、事務局に保存する。なお、正会員から申請があった場合には、当該議事録を開示する。

- ・ 理事会の目的である事項、日時および場所
- ・ 理事会に出席もしくは書面若しくは電磁的記録により出席したとみなされた理事
- ・ 議事の経過の概要及びその結果

第6章 事業

(事業部門)

第25条

本会の業務の円滑な運営を図るために、必要に応じて次の部門をおくことができる。

- ・ 総務部門
- ・ 競技部門
- ・ 強化部門
- ・ 普及部門

2. 理事会は、本会の事業を執行するために必要に応じて委員を選出することができる。

3. 本会は委員会に所属する委員を、専門委員として日本協会に派遣することができる。

(委員)

第26条

委員は、理事会の要請に応じて、理事会に出席し、発言することができる。

第7章 登録規定・競技者資格規定等

(規定細則)

第27条

本会の登録規定、競技者資格規定並びに競技一般規定については原則として日本協会の規定に準拠する。

第8章 会計

(会計年度)

第30条

本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(収入・経費の支払い等)

第31条

本会の経費は次の収入で賄う。

- ・加盟費収入
- ・登録料収入
- ・本会に対する寄付金等
- ・その他の収入

2. 本会の毎年度における剰余金は、これを翌年度の収入に繰り入れるものとする。

3. 予算の執行に関する事項は、これを別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第32条

本会の事務を処理するため事務局をおく。

2. 事務局長は事務局を統括する。
3. 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

第10章 規約の変更

(規約の変更)

第33条

この規約の変更については、総会において正会員数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11章 補則

第34条

個人情報の利用及び開示は、法令の規定による場合を除き会員が同意を与えた収集目的の範囲内で行わなければならない。

第35条

この規約に定めるものの他、この規約を補則する本協会規約細則の変更については、理事会の承認を得て変更する。ただし、正会員の資格に影響ある場合については、総会の承認を得なければならない。

2. その他本協会の会務の執行に必要な事項については理事会において決議する。

- ・ この規約は昭和58年12月1日の総会で議決し、即日施行する。
- ・ この規約の一部改正は昭和61年6月14日の総会で議決し、即日施行する。
- ・ この規約の一部改正は昭和63年7月2日の総会で議決し、即日施行する。
- ・ この規約に付随する細則の一部改正は平成元年1月11日の臨時総会で議決し、即日施行する。
- ・ この規約とこれに付随する細則の一部改正は平成6年5月21日の総会で議決し、即日施行する。

- この規約とこれに付随する細則の一部改正は平成8年5月18日の総会で議決し、即日施行する。
- この規約の一部改正は平成22年11月27日の総会で議決し、即時施行する。
- この規約とこれに付随する細則の一部改正は令和5年7月17日の総会で議決し、即日施行する。